

「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(素案)」に係るパブリックコメント実施結果について

令和7年12月12日（金）から令和8年1月12日（月・祝）までに、「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(素案)」について、パブリックコメントを実施したところ、5名の方から21件の御意見をいただきました。寄せられた御意見に対する県の考え方は次のとおりです。

番号	御意見・御提言等	御意見に対する県の考え方
1	勤務間インターバルについて。学校において先生の勤務時間が不安定であることは望ましい状況とはいえないと思います。例えば午後7時から翌朝7時までは学校は完全に閉めるなど、言い方は悪いですが、営業時間を教委が示した方がいいのではないかと思うか。	各学校における状況がそれぞれ異なるため、一律に時間を設定することは困難ですが、実情に応じて「改革推進パッケージ」にある「学校の『窓口対応時間』の明確化、保護者・地域への周知を行う」取組を選択・実行していくことで、働き方改革を推進してまいります。
2	休暇を取りやすい環境づくりや休憩時間の件については賛同します。 一方、学校現場では、誰かがかけると回らない現状です。先生を増やすという発想もありますが、実現が難しい中、学校再編の話になりますが、一定規模の学校づくり（在り方）に関わっていただき、先生の絶対数の確保にも努めてほしいと思います。	教員の配置は、法律に則り実施しております。引き続き、定数の改善を国に要望するとともに、長期的観点に立ち、計画的な採用を実施し、教員の絶対数の確保にも努めたいと考えております。 また、将来を見据えた本県の公立高等学校の在り方については、今年度に設置しました「徳島県公立高等学校の在り方検討会議」を中心に検討を進めております。
3	今回は健康確保についても強く言及されています。 一方、「働きがい」や「働きやすさ」といった個人の意識に訴えるものが多く、教育施策としてより踏み込んだものが必要と感じます。病気休職者の現状を把握し、メンタルヘルスケアの指標として数値目標を掲げるような言及も必要を感じます。	本計画においては、教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する3つの目標を掲げており、年次有給休暇の取得日数や勤務間インターバルの確保状況、ストレスチェック結果等から教育職員の心身の健康状態を把握し、病気休職を未然に防げるよう取組を推進してまいります。
4	教育DXを進めるのは賛成ですが、各分野にICTが入ってくるため複雑になっています。	ICTの推進による業務の複雑化につきましては、重要な課題と認識しております。 しかしながら、授業の実施やその他の校務において、ICTの利活用は業務の効率化に欠かせません。 教育現場の声を伺いながら、引き続き、研修や学校現場からの相談対応等によるフォローアップなどのきめ細やかな対応を進めてまいります。
5	部活動について。教育的意義は感じますが、これがある以上時間外在校等時間が下がることはないといます。指導は希望とし、通常業務とは切り離して兼業として認める方向にすべきではないでしょうか。	徳島県においては、「部活動指導員活用事業」、「運動部活動指導員配置促進事業」による県立高校及び公立中学校への部活動指導員の配置を支援することにより、部活動に係る教員の負担軽減を推進しています。 また、部活動の地域移行（地域展開）に向けての取組のなかで、指導を希望する教員が、地域クラブの指導者になるための兼職兼業の手続が円滑に進むよう、市町村に対して情報提供を行っているところです。

番号	御意見・御提言等	御意見に対する県の考え方
6	<p>現在、学校ごとに評価や評定の算出方法が異なっており、複数校を兼務する教員にとって大きな業務負担となっているほか、生徒にとっても不公平が生じている。</p> <p>学校独自のルールで国の基準と一致しないケースがあり、同じ到達度の生徒であっても学校が違うだけで評定が異なったり、評価方法が生徒に十分説明されていないことも多く、生徒自身が不利益を自覚できない点も問題である。</p> <p>また、学校ごとにルールが異なることは、教員の作業量増加やミス、混乱、時間外労働の原因にもなっている。</p> <p>ついては、統一的な評価の解釈を示している東京都の事例等を参考に、本市においても学校間で大きく差のない、統一的な評価の考え方を示していただきたい。</p>	<p>国は学習評価の基本的な枠組みとして、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとしています。</p> <p>これらを踏まえ、県教育委員会といしましては、引き続き、各学校が学習評価の妥当性や信頼性を高められるよう各市町村教育委員会に働きかけてまいります。</p>
7	<p>授業や評価に集中すべき時間が、事務作業によって大きく削られている。</p> <p>以前勤務していた学校では、市区町村の財源で、大学生アルバイトによるスクール・サポート・スタッフ（SSS）が配置され、印刷などの業務を担っていた。</p> <p>一方、現在の勤務校では生徒支援員はいるものの、教員の業務を直接支援する体制は十分とは言えない。</p> <p>私は複数校を兼務しており、各校での滞在時間が短いため、授業準備や学習評価を行う時間の確保が難しい状況である。教員の事務負担を軽減する人員配置が必要だと感じている。</p>	<p>教員の事務作業等の負担を軽減し、本来の教育活動に専念できる環境を整えることで、学校現場の教育体制の充実を図るための支援員（教員業務支援員）の配置については、引き続き、市町村教育委員会に制度の積極的な活用を促してまいります。</p>
8	<p>出張旅費について実費を下回る支給になるケースが多い一方、乗り合わせて出張した場合、一部の教員では実費を上回る支給となる場合もあり、結果として、教員間で不公平感が生じている。実態に即した、分かりやすく公平な支給方法への見直しを検討していただきたい。</p> <p>また、兼務で各学校間を移動する日も多いため、ガソリン代等の負担が大きく、配慮いただきたい。</p>	<p>出張旅費の支給につきましては、職員の旅費に関する条例の規定に基づき適正に処理してまいります。</p> <p>なお、同条例は、交通機関及び料金体系の多様化への対応や実態に即した規定の整備の観点等から改正され、令和8年4月1日から施行されることとなっています。</p>
9	<p>AIやデジタル教材の導入により、AIの分析結果が教育判断に直接使用され、教員の裁量が尊重されない懸念があります。特に、ブラックボックスAIに依存する形では、教育内容の柔軟な変更や個別の学習ニーズに対応することが難しくなります。</p> <p>AIやデジタル教材は、あくまで教育支援ツールとして活用し、最終的な判断は教員の裁量に委ねることを規定してください。例えば、AIが提示したデータに基づき、教員が個別の学習状況や進度に合わせて柔軟にカスタマイズできる環境を整備してください。</p> <p>ブラックボックスAIの使用については、その透明性を確保し、利用者（教員や保護者）が理解できるように、アルゴリズムやデータ収集方法についての説明責任を果たしてください。</p>	<p>いただいた御意見等につきましては、今後の施策を推進する上の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見・御提言等	御意見に対する県の考え方
10	<p>デジタル教材の普及が進んでいる一方で、紙教材やオフライン学習が軽視される傾向があります。これにより、児童・生徒一人一人の学習スタイルに柔軟に対応できない可能性があります。</p> <p>デジタル教材の導入に際して、紙教材やオフライン学習も正式な学習手段として選択肢に加え、学習の多様性を保障してください。例えば、授業の一部で紙の教科書を使用しながら、デジタル教材を補助的に利用する方法を推奨してください。</p> <p>相互運用性の高いツールを用途ごとに選定し、特定のツールやプラットフォームに依存しない柔軟な運用ができるように選定基準や運用ルールを公開してください。</p> <p>地域や家庭のネット環境に配慮し、オンライン・オフライン両方の学習手段が選べるように、低速インターネットでも使用可能な教材を選定してください。</p>	<p>県教育委員会では、教育課程全体をとおして、デジタルの良さを生かし、リアルの活動も適切に組み合わせて学習をデザインすることが重要であると考えております。</p> <p>いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考にさせていただきます。</p>
11	<p>Googleクラウドや外部のクラウドサービスを利用する中で、教育データが商業的な利益に転用されるリスクや、個人情報保護が不十分な可能性があります。</p> <p>教育データは県が所有し、企業の利益のために使用されることがないように厳格に管理してください。例えば、卒業後にデータ削除が確実に行われる仕組みを設け、データ使用目的や保管期間についての透明性を徹底してください。</p> <p>定期的な監査制度を設け、監査手順で教員の負担を最小化するために、例えば、自動チェックリストや専用ツールを使用して効率化を図ることを求めます。</p>	<p>いただいた御意見等につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
12	<p>ICT支援員やデジタル教育支援員の業務負担が増加している一方で、十分な人員が確保されていない現状があります。</p> <p>ICT支援員の人数増加を強く求めます。例えば、1校当たりのICT支援員の数を増やし、教員がICTの導入に関する専門的な支援を受けられる体制を整備してください。</p> <p>ITリテラシー支援やデータ管理の専門職も追加し、ICT支援員だけでなく、教員の負担を分担できる体制を構築してください。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえ、今後も、現場のニーズを的確に把握しながら、専門性を備えた人員の効果的な配置や、ICTを活用した業務効率化などの負担軽減策を検討し、最適な支援体制の構築に努めてまいります。</p>
13	<p>外部企業（Googleクラウド等）への過度な依存は、教育や政策決定への商業的介入や安全保障上のリスクを招く懸念があります。特に地域資源（RWA）のデジタル化にあたっては、海外ライセンスに依存せず、国内法や条例に基づく「法的強制介入権（リーガル・キルスイッチ）」を実装し、敵対勢力による資産買収や不正利用を遮断できる仕組みを構築すること。</p> <p>また、鑑定・評価・法務執行の権限を地域に取り戻し、外資による一方的なルール変更から資産を守る「デジタル主権」を堅持することを求めます。</p> <p>ICT導入に際しては、地元企業の育成・参画を必須とし、県内IT企業や教育機関との共同開発を推進すること。</p> <p>開発されるOSやアルゴリズムは特定企業の独占（クローズド・ライセンス）とせず、自治体・住民による「共同所有」とすることで、特定企業への依存（ロックイン）を排除し、透明性と公的信頼を担保すること。</p> <p>企業から派遣された職員が意思決定権を持たないよう規範を整備し、商業的利益の介入を防ぐこと。</p>	<p>いただいた御意見等につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見・御提言等	御意見に対する県の考え方
14	<p>新しいICT基盤やAI導入に際し、教員や保護者がその意図や利用方法を理解できていない場合、誤解や不安が生じる可能性があります。</p> <p>AIやICTツールの運用ルールを保護者や教員向けに分かりやすく公開し、透明性を確保してください。</p> <p>例えば、定期的な運用説明会やQ&Aセッションを設け、教員や保護者が安心してICTを活用できるようにサポート体制を強化してください。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえ、今後も、現場や保護者に向けた説明内容や情報発信の充実を図るとともに、相談しやすい体制の整備を進め、安心してICTやAIを活用できる環境づくりに努めてまいります。</p>
15	<p>現在、教育分野において多くのクラウドサービスが国外の企業に依存しているため、データの安全性や個人情報保護に関する懸念が高まっています。特に、データが国外に保存されることによって法的規制が不十分となり、安心して利用できないリスクがあります。</p> <p>県として国産情報インフラへの移行を支援するため、地元企業の光通信技術や情報インフラ提供を積極的に推進してください。具体的には、スピードとセキュリティの観点からもTCP/IPに依存しない光通信技術を導入し、データ管理を国内・県内サーバーで行うことを検討してください。</p> <p>地元企業が提供するICTツールやクラウドサービスを優先的に採用し、外部企業依存のリスクを低減させる方向で政策を進めることを強く求めます。</p>	<p>いただいた御意見等につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
16	<p>教職員の長時間労働の要因であるICT遅延とセキュリティ負荷を根本解決するため、小松島港と和歌山を直結する海底光ケーブルとIOWN技術を活用した「完全閉域教育網」を構築し、外資依存を脱却した「徳島・主権型教育モデル」の実現を強く求めます。</p> <p>具体的には、超低遅延通信による事務効率化、物理的隔離によるセキュリティ認証の簡素化、および県内再エネ電力を活用したデータセンターでのソブリン（主権）型データ管理を提言します。</p> <p>併せて、実現に向けた特区制度の活用やAI運用ルールの策定など、持続可能な体制整備も要望します。</p>	<p>いただいた御意見等につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見・御提言等	御意見に対する県の考え方
17	<p>これまでの取り組み状況に対して、目標として、平均の在校等時間だけを数値目標にしていたのは不満である。</p> <p>今後は、平均だけでなく、長時間労働の縮減を明確に数値目標としていただきたい。</p> <p>今回の「月45時間以下を100%」という設定は評価したい。</p> <p>具体的にいうと、「令和8年度には月80時間を超える教育職員の割合をまず0%にする」といった、さらに踏み込んだ直近の目標を立ててほしい。</p> <p>しかしながら、数値目標が一人歩きし、改ざんとか隠蔽がないようにしていただきたい。</p>	<p>本計画においては、令和11年度までに1か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にするという目標を掲げ、時間外在校等時間の縮減に取り組んでいくこととしております。</p> <p>長時間労働の解消に向けては、全体の平均時間を短縮することに加え、長時間労働となっている特定の教育職員の時間外在校等時間を縮減することが重要であると認識しており、御意見の通り、まずは速やかに月80時間を超える教育職員の割合を0%にすることを目指し、地域や学校の実情に応じた実効性のある取組を着実に実行することで、働き方改革を推進してまいります。</p> <p>また、時間外在校等時間の把握については、引き続き出退勤管理システムへの正確な記載を周知・徹底し、適正な把握に努めてまいります。</p>
18	<p>「休憩時間については、勤務時間中に柔軟に取得できることを校内で周知」とあるが、時間外在校等時間の記録に際して、現状では、すでに休憩時間45分がとれているといった形になっている。</p> <p>実際の休憩時間が何分取れたかも、記録として残し、とれていない分については、時間外在校等時間にプラスする必要がある。</p> <p>そもそも休憩時間は、「一斉付与」「自由利用」「途中付与」の三原則に基づいている。分割して付与する場合も、きちんと明示し、とれていない状況をしっかりと把握する必要がある。</p> <p>まず、実態把握をしっかりとしてほしい。</p>	<p>休憩時間の確実な取得は、教育職員の健康確保の観点から重要であると認識しており、県教育委員会より市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じて休憩時間取得できる環境づくりに努めるよう依頼したところです。</p> <p>今後も各学校の実情に合わせた形での柔軟な取得方法等の好事例を収集し、横展開を図ってまいります。</p> <p>なお、実態把握等については、関係団体等の御意見も参考にしながら検討してまいります。</p>
19	<p>「当該学校に対する個別の支援・指導を実施」だけでは不満。</p> <p>持ち帰り残業は行わないのが原則で、行われる場合、その実態を集約し、公表する必要がある。</p>	<p>本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則ですが、現状については、県教育委員会実施のアンケートにより把握しております。</p> <p>今後、業務の持ち帰りの縮減を図るため、適切な業務量の設定と校務分掌の分担を図るなど、働き方改革の取組を推進してまいります。</p>
20	<p>「少人数学級」「教職員の定数改善」も項目としてあげてほしい。</p>	<p>「少人数学級」「教職員の定数改善」については、引き続き、国の動向を注視するとともに、国に要望してまいります。</p>
21	<p>徳島県職員採用試験に学校事務職の開設を行って、そして、県内の各公立の小学校並びに県内の各公立の中学校に学校事務室を設置をして、教員の事務負担の軽減を図る。</p>	<p>令和7年度実施の徳島県職員等採用試験において試験区分「学校事務」として、県内の市町村立小・中学校において、総務・財務・管財等の学校事務に従事する学校事務職員の採用試験を行っております。</p> <p>なお、市町村立小中学校の事務室の設置については、市町村教育委員会の権限で行っております。</p>